

**【資料3】 認定がん医療ネットワークナビゲーター セミナーテキスト**

- **教育研修セミナー：Aセッション**
- **コミュニケーションスキルセミナー：Bセッション**

平成 26 年度 厚生労働省 がん対策推進総合研究事業

がん医療ネットワークナビゲーターによるがん医療情報提供強化プロジェクト：  
情報が確実に手元に届く地域連携モデルの構築

認定がん医療ネットワークナビゲーター

# セミナーテキスト

教育研修セミナー：A セッション

コミュニケーションスキルセミナー：B セッション

## 目 次

1. 認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則	3
2. 認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則運用細則	7
3. がん医療ネットワークナビゲーター セミナープログラムカリキュラム	11
4. 教育研修セミナー：Aセッション「研修テキスト」	15
5. コミュニケーションスキルセミナー：Bセッション「開催の手引き」	85

## 認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 我が国におけるがん医療の発展と進歩を促し、国民の福祉に貢献することを目的として、一般社団法人日本癌治療学会（以下、本法人と略す。）は認定がん医療ネットワークナビゲーター制度を定める。

(定 義)

第2条 本法人認定がん医療ネットワークナビゲーター（以下、認定がんナビゲーターと略す。）は、がん医療を受けるために必要な医療関連情報、生活支援情報等に関する適切な助言・提案・支援を行うに十分な知識と素養を修得した者である。ただし、医療介入に関してはこれを禁ずる。

(業 務)

第3条 認定がんナビゲーターの業務は以下のように規定する。

- (1) 地域におけるがん診療情報や医療サービス情報を収集する。
- (2) がん患者・家族等の求めに応じ、がん診療情報や医療サービス情報を適切に提供する。
- (3) 地域連携クリティカルパスの運用支援を行う。
- (4) 臨床試験・治験に関する情報を適切に提供する。
- (5) 医療介入またはこれに相当する可能性のある行為は行わない。

(個人情報保護および秘密保持)

第4条 認定がんナビゲーターは、その職務履行に際して、個人情報保護義務および秘密保持義務を負う。

- 2 守秘義務を課された職種以外の者がこれにあたる場合は患者との秘密保持契約を結ぶ。
- 3 認定がんナビゲーターは、退任後も業務上知り得た情報を外部に漏洩してはならない。

(認定がんナビゲーター制度委員会の設置)

第5条 本法人は、認定がんナビゲーター制度委員会（以下、制度委員会と略す。）を置く。本委員会の構成及び運営については細則に定める。

### 第2章 認定がんナビゲーターの申請

(申請資格)

第6条 認定がんナビゲーターの認定を申請する者は、申請時前3年の間に下記の条件をすべて満たすことを要する。各条件の詳細は細則に定める。

- (1) 本法人の定めるeラーニングシステムにおいて所定の科目を聴講し、すべての小テストを受験して合格し、修了証を取得している。
- (2) 下記に定めるセミナー等（①、②、③）のうち、いずれか一つに参加し受講修了証を取得している。
  - ① 本法人の開催するセミナー
    - Aセッション：教育研修セミナー
    - Bセッション：コミュニケーションスキルセミナー
  - ② 本法人が認める下記の研修のa)、b)のいずれか
    - a) がん相談支援センター相談員基礎研修（1）（2）（3）
    - b) がん総合相談に携わる者に対する研修プログラムピアサポート編「これからピアサポートをはじめの人へ」の研修テキストを用いて開催される研修会
 ただし、
    - a) を受講した者のうち、（1）（2）まで履修済みで（3）が未修の者は①本法人の開催するセミナーBセッションを受講しなければならない。

- b) を受講した者のうち、研修プログラムにロールプレイが含まれなかった場合は①本法人の開催するセミナー B セッションを受講しなければならない。
- ③ このほか、本法人が認めるセミナー、研修会等
- (3) 本法人の定める認定研修施設において、本法人の定める地域医療ネットワークの実地研修を修了し、指導責任者による証明がなされている。
- (4) 申請時にがん医療に関わる地域医療ネットワークに参加している施設もしくは組織に所属している。

(申請書類の請求)

第 7 条 新規認定を申請する者（以下、新規申請者と略す。）は、本法人ホームページより、申請書類をダウンロード及びプリントアウトする。

(申 請)

第 8 条 認定を希望する者は、申請書と共に申請資格を証明する書類を添えて本法人に申請する。

(審 査)

第 9 条 制度委員会は毎年 1 回、申請書類によって新規申請者の認定資格を審査し、その結果をがん診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会に答申する。

- 2 申請書類に虚偽が認められたときは、制度委員会で検討し、がん診療連携委員会委員長を通じて本法人理事会に答申し、本法人理事会の議決を経て、認定がんナビゲーターの対象から除外する。ただし、本人の意志に反する場合、その新規申請者に対し、それぞれの議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項に基づき認定がんナビゲーターとして認定されなかった者は、その日から 3 年間、認定がんナビゲーターの申請をすることを認めない。
- 4 制度委員会は、第 2 項に基づき新規申請者を認定がんナビゲーターとして認定しなかった場合は、その者の指導責任者及び所属する施設責任者に、その旨を通知する。

(認定証の交付)

第 10 条 認定は制度委員会の審査を経て、がん診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会で承認し、本法人ホームページで速やかに公知し、認定証書を授与する。

(資格の期限)

第 11 条 認定資格の期限は 5 年とする。認定がんナビゲーターは 5 年ごとに更新の手続きをとらなければならない。更新の手続きは第 3 章に定める。

### 第 3 章 認定がんナビゲーターの更新

(申請資格)

第 12 条 5 年ごとの更新とし、更新申請者は、申請時に次の各号に定めるすべての条件を要する。

- (1) 本法人の定める e ラーニングシステムにおいて所定の更新者用履修科目を聴講し、すべての小テストを受験して合格し、修了証を取得している。
  - (2) 活動実績について、前回認定日（初回認定日あるいは前回更新日）から申請時までの期間に、30 例以上の相談を受けている。
  - (3) 前回認定日（初回認定日あるいは前回更新日）から申請時までの期間に、本法人の開催する認定がんナビゲーター教育研修セミナーに 2 回以上参加している。
  - (4) 前回認定日（初回認定日あるいは前回更新日）から申請時までの期間に、本法人が定める地域がん医療ネットワークの施設等が開催するがん医療ネットワークに関わるカンファランス、セミナー、研修会等に 5 回以上参加している。
- 2 更新申請を正当な理由で行えない場合は、更新猶予申請書及び更新申請を行えない理由を証明するものを提出し、本法人理事会の承認を得なければならない。

(申請)

第13条 更新を希望する者は、申請書と共に申請資格を証明する書類を添えて本法人に申請する。

(審査、認定証の交付及び資格の期限)

第14条 第9条、第10条、第11条の規定を準用する。この場合の新規申請者は更新申請者に読み替えるものとする。ただし、第9条第4項については、施設責任者のみへの通知とする。

#### 第4章 認定の取り消し

(認定の取り消し)

第15条 次に掲げる各号に該当する者は、制度委員会で審議し、がん診療連携委員会委員長を通じて本法人理事会に答申し、本法人理事会の議を経て、認定がんナビゲーターの認定を抹消する。ただし、本人の意志に反する場合、その認定がんナビゲーターに対し、それぞれの議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 正当な理由を付して、認定がんナビゲーターとしての登録を辞退した者。
- (2) 認定がんナビゲーターの更新申請を行わなかった者。ただし、更新猶予申請が承認された者は、この限りではない。
- (3) 申請書に虚偽が認められた者。
- (4) その他、認定がんナビゲーターとして不適当と認められた者。

(復活、再申請)

第16条 やむを得ない事情により認定がんナビゲーターの認定を抹消された者については、本法人理事会の議を経て、認定の復活を認めることができる。

- 2 前条第1号および第2号に基づき認定を抹消された者は、抹消された翌年以降に新規申請を行なうことができる。
- 3 前条第3号に基づき認定を抹消された者は、新規申請を行うことができるが、抹消された日から3年間は、これを認めない。また、制度委員会は、その者の所属する施設責任者に、その旨を通知する。

#### 第5章 認定がんナビゲーター指導責任者の申請

(指導責任者)

第17条 次の各号に定めるすべての資格条件を満たすものを指導責任者として認める。

- (1) 日本癌治療学会正会員である。
- (2) 日本がん治療認定医機構の認定するがん治療認定医である。
- (3) 本法人の定める認定研修施設に常勤する者である。
- (4) 地域のがん医療ネットワークの構築・運営に責任ある立場の者である。

(申請)

第18条 認定を希望する者は、申請書と共に申請資格を証明する書類を添えて本法人に申請する。

(審査、認定証の交付及び資格の期限)

第19条 第9条、第10条、第11条の規定を準用する。この場合の認定がんナビゲーターは認定がんナビゲーター指導責任者に読み替えるものとする。ただし、第9条第4項については、施設責任者のみへの通知とする。

(失効)

第20条 認定がんナビゲーター指導責任者資格は第17条に定められたすべての資格条件を満たさなくなった時点で失効する。

## 第6章 認定研修施設の申請

(申請資格)

第21条 申請により、制度規則第17条に定める指導責任者1名以上が常勤し、指導責任者の下に十分な指導体制がとられていることを必須要件とし、次の各号に定めるいずれかの資格を有する施設を認定研修施設として認定する。

- (1) 全国がん(成人病)センター協議会加盟施設
- (2) 特定機能病院
- (3) 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院
- (4) その他、施設からの申請に基づき本法人により承認された施設

(その他、本法人により承認された施設)

第22条 「その他、本法人により承認された施設」は制度委員会で協議し、がん診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会において承認される。

(申請)

第23条 認定を希望する施設は、申請書と共に申請資格を証明する書類を添えて本法人に申請する。

(認定証の交付)

第24条 第9条、第10条、第11条の規定を準用する。この場合の認定がんナビゲーターは認定研修施設に読み替えるものとする。ただし、第9条第4項については、施設責任者のみへの通知とする。

(研修施設の認定期間)

第25条 認定研修施設の認定期間は5年間とする。認定の更新については制度委員会で協議し、本法人で決定することとする。

## 第7章 規則の変更

第26条 この規則の変更は、制度委員会において検討し、本法人理事会の承認を得て行う。

補 則

第27条 本規則の施行に伴う細則は、別に定める。

附 則

1. 本規則は平成25年7月31日より施行する。
2. 本規則は平成26年6月20日より施行する。
3. 本規則は平成26年11月19日より施行する。

## 認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則運用細則

### 第1章 総 則

(運用細則)

第1条 一般社団法人日本癌治療学会（以下、本法人と略す。）は、認定がん医療ネットワークナビゲーター（以下、認定がんナビゲーターと略す。）認定制度に関する業務は、本法人認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則（以下、制度規則と略す。）に定められたことその他は、本運用細則によって行う。

(庶 務)

第2条 認定がんナビゲーター制度に関わる庶務は、本法人事務局にて行う。

### 第2章 認定がんナビゲーター制度委員会

(認定がんナビゲーター制度委員会の構成)

第3条 認定がんナビゲーター制度委員会（以下、制度委員会と略す。）は、がん診療連携委員会委員長により推薦され、本法人理事会により承認された委員15名以内をもって構成する。

(制度委員会委員長の選任)

第4条 制度委員会委員長はがん診療連携委員会委員長の推薦により選任される。

(制度委員会委員長、委員の任期)

第5条 任期は2年とし、再任を妨げない。

(制度委員会の招集)

第6条 制度委員会は、制度委員会委員長がこれを招集する。

(制度委員会の定足数等)

第7条 制度委員会は、委員の過半数の出席をもって議決することができる。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、これを出席者とみなす。

2 制度委員会の議事は出席者過半数をもって決し、可否同数の時は委員長が決するものとする。

### 第3章 認定がんナビゲーターの申請

(認定基準)

第8条 本法人認定がんナビゲーターの資格認定基準は、制度規則第1条、第2条、第3条及び第4条の規定に基づき、1) 初期診断から終末期医療まで一連のがん治療全相に必要とされる一般的な医療情報の適切な収集とその提供ができ、2) 活動の地域性に準拠した①がん診療情報や医療サービス情報の収集と提供、②クリティカルパスの運用支援、③臨床試験、治験に関する情報の収集と提供ができ、3) 当該医療機関の医療スタッフや医療事務職との連携のもとに、適正医療の遂行に必要不可欠な知識、見識、実務経験を求めるものとする。その具体的内容の確定に当たっては、地域性のみならず、常に広く国際性にも配慮した情報を提供できるものとする。

(認定業務とその告知)

第9条 制度委員会は、毎年、合議によって、次年度の認定がんナビゲーター認定業務に関する要綱と審査基準を定め、がん診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会の決議を経て、これを告知する。

(申し込み条件)

第10条 個人のメールアドレスを取得していること及びセミナー参加費等のカード決済ができること。

(eラーニング科目と修了要件)

第11条 制度規則第6条第1号に定めるeラーニングシステムにおける所定の科目とは、「がん医療専門チームスタッフのためのeラーニングプログラム」(CANCER e-LARNING, <http://www.cael.jp/>)の「がん医療ネッ



トワークナビゲーター養成コース」の全科目をいう。科目ごとに設定された小テストにおいて6割以上の正答をもって科目修了とし、直近の3年間に指定された全科目を聴取し、すべての小テストに合格していることが申請要件となる。

(e ラーニング受講申請)

第12条 制度規則第6条第1号に定めるeラーニングシステムを聴講するには、本法人のホームページ「がん認定ナビゲーター制度」(<http://www.jsco.or.jp/>)より申し込みをし、識別番号とパスワードを取得しなければならない。

(eラーニング科目の決定と告知)

第13条 制度委員会、毎年、制度規則第6条第1号に定めるeラーニングシステムにおいて更新ないしは追加・削除すべき科目について検討し、がん診療連携委員会委員長を通じて、本法人ががん医療エキスパート育成事業運営会議に付議し、同会議で決定して告知する。

(本法人の開催する認定がんナビゲーター教育研修セミナー)

第14条 制度委員会は、毎年度、制度規則第6条第2号に定める「本法人の開催する教育研修セミナー(Aセッション)」、「本法人の開催するコミュニケーションスキルセミナー(Bセッション)」の内容と受講料を決定し、がん診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会で承認を受け、これを告知する。また、本法人が行うセミナー等の受講修了者には、受講証明を行なう。

(セミナーの受講申請)

第15条 本法人のホームページ「がん認定ナビゲーター制度」より申し込みをすること。

(コミュニケーションスキルセミナー申請時の条件)

第16条 申請までにeラーニングの指定された科目を修了すること。教育研修セミナーを受講していること。

(地域医療ネットワークの定義)

第17条 医療機関、非医療関係に関わらず、がん患者と関わりを持っている施設もしくは組織。

- (1) 特定の治療法、代替療法、健康食品等を推奨する団体の運営者又は個人でないこと。
- (2) 特定の政治団体、宗教団体を支持する団体の運営者又は個人でないこと。
- (3) 倫理的に適切な活動をしていると認められる団体であること。

(がん医療ネットワークナビゲーター責任者の業務)

第18条 地域の実情に応じて実地研修施設の指導責任者と協議を行い、実地研修希望者の指定研修施設を決定する。

- 2 実地研修希望者の問い合わせに応じて、希望者が所属しているネットワークが、本法人の定める地域医療ネットワークネットワークに該当するかについて判断を行う。場合によっては制度委員会と協議を行う。
- 3 希望者がネットワークネットワークに所属していないと判断された場合は、適切なネットワークに所属するように勧める。

(指導責任者の業務)

第19条 地域(都道府県)のがん医療ネットワークナビゲーター責任者と協議し、実地研修希望者の受け入れを決定する。

- 2 がん相談支援センター相談員等の指導責任者が認める協力者と連携する。
- 3 実地研修希望者と研修スケジュールを調整する。その際、必要なら、外来部門、がんセンターボード、緩和ケアチームとの調整を行う。

(地域医療ネットワークの実地研修)

第20条 制度規則第6条第3号に定める「地域医療ネットワークの実地研修」(以下、実地研修と略す。)は、制度規則第3条第1号、第2号、第3号、第4号に定めるすべての業務を研修項目とする。

- 2 実地研修は、本法人が定める認定研修施設において都合5日間以上で行うものとする。
- 3 実地研修では、指導責任者の指導のもと、認定研修施設の相談支援センターを拠点とし、当該地域がん医療ネットワーク参加施設、公共医療・福祉サービス機関からの情報収集と相談・ナビゲーターの

実践実習を行う。

(実地研修内容の決定と告知)

第21条 制度委員会は、制度規則第6条第3号に定める「地域医療ネットワークの実地研修」の具体的な研修内容について決定し、がん診療連携委員会の承認を得て、告知するとともに、認定研修施設の指導責任者に、研修内容表を送付し、研修を依頼する。

(地域医療ネットワークの実地研修申請時の条件)

第22条 本法人の定めるがん医療に関わる地域医療ネットワークに所属していること。

2 eラーニングの指定された全科目を修了していること。

3 教育研修セミナー、コミュニケーションスキルセミナーを受講していること。

(実地研修の審査)

第23条 審査においては、前項に定める研修の内容目録として、担当したがん患者（入院・外来は問わない）のうち、10例の一覧表を提出する。

2 研修の修了証明は、施設長及び指導責任者が行うものとし、施設長による証明は公印、指導責任者による証明は署名または押印にて行うものとする。

(受講料・申請料)

第24条 eラーニング受講、本法人の開催する教育研修セミナー受講、コミュニケーションスキル研修会受講及び審査申請の申し込みをした者は、本法人理事長が定めた期日までに受講料及び申請料を納付しなければならない。

2 受講料は本法人の定めに従う。

3 審査申請料は、5,000円とする。

(認定料)

第25条 資格審査に合格した者は、本法人理事長が定めた期日までに、認定料として10,000円を納付しなければならない。

#### 第4章 認定がんナビゲーターの更新

(更新認定業務とその告知)

第26条 制度委員会は、毎年度、合議によって、次年度の認定がんナビゲーター更新業務に関する要綱を決定し、がん診療連携委員会委員長を通じて、本法人理事会の承認を経て、これを告知する。

(更新の通知)

第27条 制度委員会は、認定がんナビゲーターとして認められた者につき、半年前までに、5年間の資格期限が終了することを連絡し、認定がんナビゲーターとしてあるためには更新の手続きを要することを通知する。

(活動実績)

第28条 審査においては、認定がんナビゲーター資格認定度5年間に、更新申請者が担当として経験したがん患者（入院・外来は問わない）のうち30例の症例一覧表を提出する。

2 認定がんナビゲーターの活動実績の証明は、施設長及び指導責任者が行うものとし、施設長による証明は公印、指導責任者による証明は署名または押印にて行うものとする。

(申請料)

第29条 更新申請者は、審査料として5,000円を納付しなければならない。

(認定料)

第30条 資格審査に合格した者は、本法人理事長が定めた期日までに、認定料として10,000円を納付しなければならない。

(更新猶予)

第31条 認定がんナビゲーターの更新猶予に関する正当な理由とは、次のいずれかの号を満たすものとする。

- (1) 海外留学、海外赴任など洋行のために実績が不足する場合。
  - (2) その他、制度委員会が正当と認める場合（出産・介護など）。
- 2 猶予期間は最長3年間とし、猶予期間中は認定がんナビゲーターを呼称することはできない。

（更新猶予の決定）

第32条 本法人理事会は、がん診療連携委員会委員長を通じて、制度委員会より答申された認定がんナビゲーターの更新猶予審査の結果を吟味し、更新猶予を認める申請者を決定し、結果を速やかに更新猶予申請者に通知する。

## 第5章 認定がんナビゲーターの認定抹消と復活

（認定の抹消と復活）

第33条 制度委員会は制度規則第15条に基づき、認定がんナビゲーター認定の抹消または復活を要する事例が認められた場合、その報告書を作成して本法人理事会に報告し、その議決を経てこれを公知する。

## 第6章 申請者の所属施設

（申請者の所属施設）

第34条 制度規則第6条第4号に定める施設は、以下のいずれかの条件を満たすものとする。

- (1) がん医療に関わる地域医療ネットワークに参加している施設もしくは組織。
- (2) 年間がん患者を100例以上診療している。ただし、希少疾患を専門としている施設の診療実績症例数については、制度委員会で別途規定する。
- (3) 本法人の定める指導責任者が常勤している。
- (4) 院内がん登録が実施あるいは実施予定されている。

## 第7章 規則の変更

第35条 本規則を変更する場合は、制度委員会において検討し、がん診療連携委員会の承認を経る。

附 則

1. 本細則は平成26年6月20日より施行する。
2. 本細則は平成27年2月4日より施行する。

## がん医療ネットワークナビゲーター セミナープログラムカリキュラム

### 【がん医療ネットワークナビゲーターの位置づけ】

がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づき、多くの二次医療圏にがん診療連携拠点病院（以下、拠点病院）が認定され、その中にごん相談支援センターを設置することが義務付けられた。がん相談支援センターのがん専門相談員は、がん研究センターが行う基礎研修を修了することが義務付けられており、拠点病院におけるがん相談支援の中心的な役割を果たしている。よりがん患者に共感を持ち、心理的に支えることができる相談相手として、ピアサポーターの存在も注目されている。対がん協会や都道府県はピアサポーターに対する研修を開催し、医学的情報やコミュニケーションスキルを教育しており、研修を修了したピアサポーターによる相談支援を実施している拠点病院も存在する。

しかしながら、在宅療養中の患者・家族や拠点病院以外では、がん診療を受ける患者・家族に対するがん相談支援・ピアサポートに関する多くのニーズに対応できていない。

がん医療ネットワークナビゲーターは、二次医療圏のがん医療ネットワークに属し、拠点病院のがん専門相談員やピアサポーターと協力して、がん患者さんに適切な情報を提供する相談支援者である。

### 【求められるがん医療ネットワークナビゲーター像】

がん医療ナビゲーターとは、がん医療を受けるために必要な医療関連情報、生活支援情報等に関する適切な助言・提案・支援を行うに十分な知識と素養を修得した者である。

### 【がん医療ネットワークナビゲーターの業務内容】

がん医療ネットワークナビゲーターは下記の①～④の業務を行い、⑤の要綱を順守する。

- ① 地域におけるがん診療情報や医療サービス情報を収集する。
- ② がん患者・家族等の求めに応じ、がん診療情報や医療サービス情報を適切に提供する。
- ③ 地域連携クリティカルパスの運用支援を行う。
- ④ 臨床試験・治験に関する情報を適切に提供する。
- ⑤ 医療介入またはこれに相当する可能性のある行為は行わない。

【教育研修セミナー：Aセッション】

研修会名	教育研修セミナー:Aセッション
概要	がん医療ネットワークナビゲーター制度の理解及び基本的な知識・技能の学習を目的とした研修
到達目標	がん医療ネットワークを理解する ナビゲーターの位置づけと業務内容を理解する ナビゲーターの基本的知識を習得する
形式	講義
定員	最大 500 名まで
開催回数	原則として年 2 回 日本癌治療学会学術集会での開催 1 回 地域(都道府県)での開催 1 回
開催期間	1 日
時間数	3 時間
開催地	日本癌治療学会学術集会開催地、各地域(都道府県)
学習内容	がん対策基本法とがん対策推進基本計画 がん医療ネットワーク ナビゲーターの位置づけ ナビゲーターの業務内容 EBM とは 臨床研究と臨床試験 患者リテラシー インターネット情報 代替療法 (デモンストレーション:ナビゲーターによる模擬相談)

※デモンストレーションは教育研修セミナー：Aセッションの必須ではない。

【コミュニケーションスキルセミナー：Bセッション】

研修会名	コミュニケーションスキルセミナー：Bセッション
概要	がん医療ネットワークナビゲーターに必要な不可欠ながん患者・家族・医療者とのコミュニケーションスキルを習得することを目的とした研修
到達目標	積極的傾聴ができる 共感できる 患者から情報収集できる 情報を伝えることができる
形式	講義・グループ討議・ロールプレイ
定員	最大 50 名まで
開催回数	原則として年 2 回以上 日本癌治療学会学術集会での開催 1 回 地域(都道府県)での開催 1 回以上
開催期間	1 日
時間数	3 時間以上
開催地	日本癌治療学会学術集会開催地、各地域(都道府県)
学習内容	がん患者に対する傾聴の方法 共感を示す方法 会話の中で情報収集をする方法 情報を正しく伝える際の注意点 相手の理解を探る方法 相談場面での注意点

がん医療ネットワークナビゲーター  
教育研修セミナー：Aセッション



**日本癌治療学会認定  
がん医療ネットワークナビゲーター**

教育研修セミナー：Aセッション

研修テキスト



## 目次

1. はじめに
  - ① がん医療ネットワークナビゲーターとは
  - ② がん医療ネットワークナビゲーター認定制度
  - ③ 本セミナーの位置づけと対象
2. がん医療ネットワークナビゲーター創設の背景
  - ① がん対策基本法とがん対策推進基本計画
  - ② がん相談支援センターとがん専門相談員
  - ③ 相談支援者としてのピアサポーター
  - ④ 地域包括ケアとがん医療ネットワーク
3. がん医療ネットワークナビゲーターの業務と役割
  - ① 業務内容と地域の中での役割
  - ② がん診療地域連携クリティカルパスの運用支援



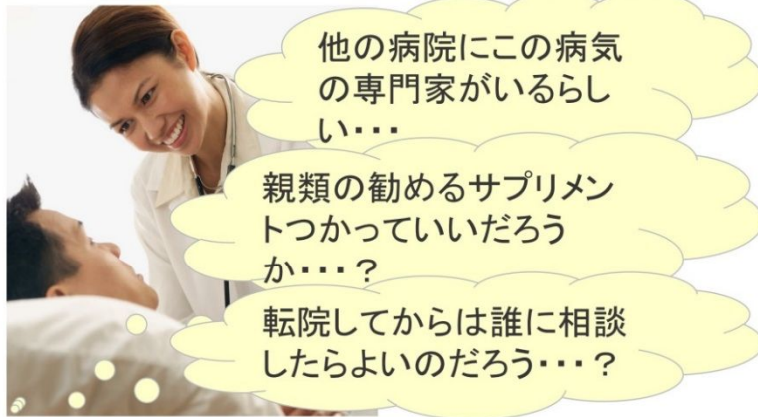
## 目次

4. がん医療ネットワークナビゲーターに必要な知識
    - ① EBMと臨床試験
    - ② 患者リテラシー
    - ③ インターネット情報
    - ④ 補完代替療法
  5. がん医療ネットワークナビゲーターに必要なスキル
    - ① コミュニケーションスキル
    - ② 対象者の理解
    - ③ 守秘義務と連携
    - ④ 10の基本スキル
  6. おわりに
- 付)がん医療ネットワークナビゲーターに関するQ&A





## 1. はじめに



がん患者は孤独である。診断から治療、積極的治療から緩和的治療と診療内容は多様であり、治療後の経過観察期から再発後の終末期と状態や医療環境も大きく変化する。がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターは診療内容の多様性や状態・環境の変化全てに対応できない。いつでもどこでも地域の中で適切な相談支援が提供でき、専門家につなぐことのできる仲介者ががん医療ネットワークナビゲーターである。



# 1. はじめに

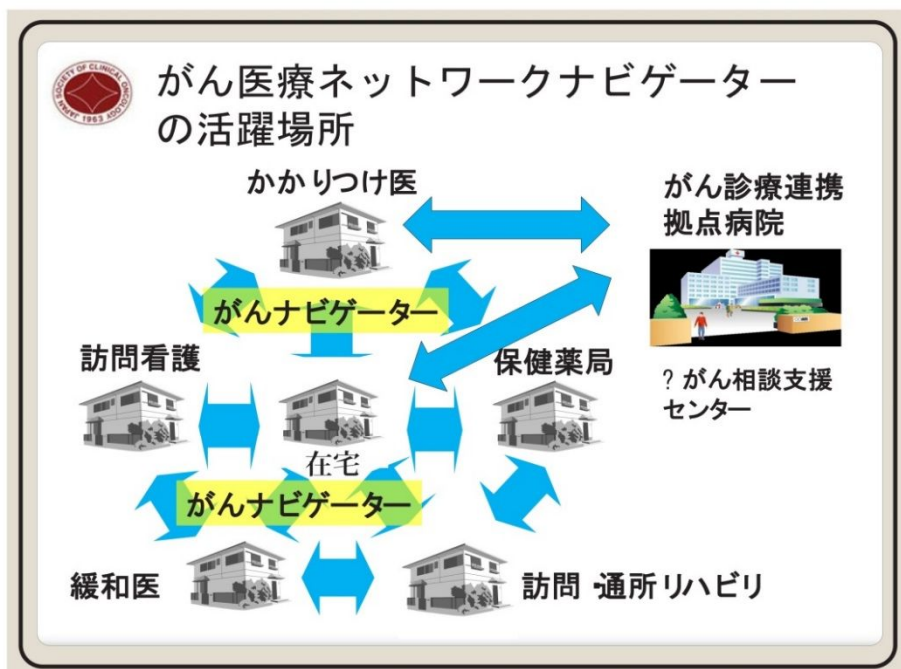
## 1-① がん医療ネットワークナビゲーターとは？

**がん医療を受けるために必要な医療関連情報、生活支援情報等に関する適切な助言・提案・支援を行うに十分な知識と素養を修得した者**

がん医療ネットワークナビゲーターは、「がん医療を受けるために必要な医療関連情報、生活支援情報等に関する適切な助言・提案・支援を行うに十分な知識と素養を修得した者」と定義される。

がん医療においても、地域の中で生き切る医療、すなわち地域包括ケアの実現が求められている。より有効かつ機能的ながん医療地域包括ケアを確立するには、がん患者・家族が切れ目のない医療・ケアを受けられる連携体制と、各治療経過において生じる諸問題・課題に対するがん相談支援体制の両立が求められる。

がん医療ネットワークナビゲーターとは、がん医療における地域包括ケアの実質的な連携グループであるがん医療ネットワークに属し、患者・家族のアクセスしやすい場所に居て、基本的な医学的知識と優れたコミュニケーションスキルを有し、患者・家族の不安を緩和しつつ相談支援を遂行し、患者・家族を適切な専門家へつなぐことのできるコーディネーターである。



がん医療ネットワークナビゲーターは、がん診療連携拠点病院のがん専門相談員やすでに活動しているピアサポーターと対立するのではなく、がん医療ネットワークの中で同じ相談支援に携わる者として協力していく存在である。がん診療連携拠点以外の医療機関や、保健所などの行政組織、保険薬局や介護施設など、がん相談支援のニーズのある場所においてその業務を行う。



## 1-② がん医療ネットワークナビゲーター 認定制度

### 申請資格

- a. がん医療に関わる地域医療ネットワークに参加している施設もしくは組織に所属していること。
- b. eラーニングシステムにおいて所定の科目を聴講し、修了証を取得していること。
- c. がんナビゲーター教育研修セミナー(Aセッション)の受講修了証を取得していること。
- d. コミュニケーションスキル研修会(Bセッション)の受講修了証を取得していること。
- e. 認定研修施設において、**実地研修**を修了し指導責任者による証明がなされていること。

日本がん治療学会は、2014年8月、地域におけるがん医療ネットワークの必要性とそのネットワークを機能的・効率的にするためのがん医療ネットワークナビゲーターを養成するために認定制度を立ち上げた。申請資格としては、地域のがん医療ネットワークに所属していることを条件に、eラーニングおよびAセッションによる知識の習得、Bセッションによるコミュニケーションスキルの獲得、実地研修による実務の修練を得ることが必要である。申請資格を得るために必要なこれらの研修により、がん医療ネットワークナビゲーターの医学的知識、コミュニケーション能力、地域のがん医療ネットワークでの経験を担保している。



## 1-③ 本セミナーの位置づけと対象

### 【位置づけ】

本セミナーは教育研修セミナー(Aセッション)であり、  
がん医療ネットワークナビゲーターの申請資格として  
受講が必須

### 【目的】

がん医療ネットワークナビゲーターの理解  
必要な基礎知識の習得

### 【対象】

地域のがん医療ネットワークに属し、  
がん医療ネットワークナビゲーター認定を志望するもの

本セミナーは、がん医療ネットワークナビゲーター認定のために必須の教育研修セミナー(Aセッション)である。国立がん研究センターがん相談支援センター相談員基礎研修(1)(2)を修了しているものおよびがん総合相談に携わる者に対する研修プログラムピアサポート編「これからピアサポートをはじめよう」の研修テキストを用いて開催される研修会を修了しているものは本セミナー修了に相当し申請資格に本セミナーの受講修了は必須としない。

本セミナーを受講修了者もしくは他の研修による受講修了相当者のうち、eラーニングにおけるコミュニケーションの項を修了した者はコミュニケーションスキルセミナー(Bセッション)が受講可能となる。対象はがん医療ネットワークに属し、がん医療ネットワークナビゲーター認定を志望するものである。

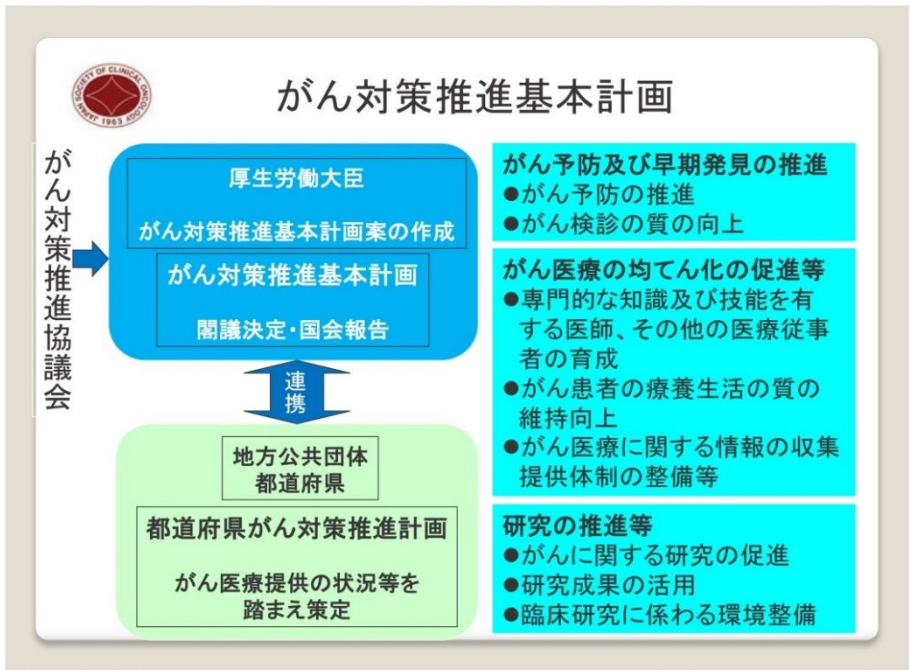


## 2. がん医療ネットワークナビゲーター 創設の背景

### 2-① がん対策基本法とがん対策推進基本計画

- a. がん対策基本法:がん患者を含むがん対策推進協議会  
が中心となり、2006年制定、2007年施行
- b. がん対策推進基本計画:がん対策基本法に基づき国お  
よび都道府県で策定

現在は2人に一人ががんに罹患し、3人に一人はがんで亡くなる時代である。2000年以降、がんに罹患した経験をもついわゆるがんサバイバーを中心とした患者団体、超党派の国会議員などが中心となり、国に対し当時のがん医療に関するさまざまな提言が行われた。具体的には、患者不在の研究中心のがん対策、がん患者に対する情報の不足、がん医療の地域格差、緩和ケアの不整備などであり、国はがん患者を含むがん対策推進協議会を設置し、最終的に2006年6月23日、それらの要望にこたえる形でがん対策基本法が制定された。

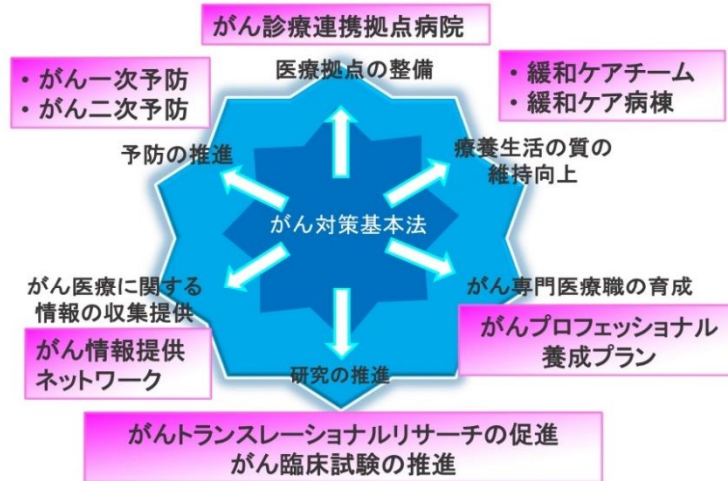


2007年4月1日のがん対策基本法の施行に基づき、「がんによる死亡者の減少」と「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」の2大目標を掲げたがん対策推進基本計画が同年6月国により策定された。この国の計画を機軸に、各都道府県では地域の実情に合わせたがん対策推進計画が次々と策定された。その結果として、がん医療の均てん化と緩和ケアを含むがん医療の充実を目指すがん診療連携拠点病院が、二次医療圏に一つという配置目標を持って設置された。





## がん対策基本法がもたらした変化

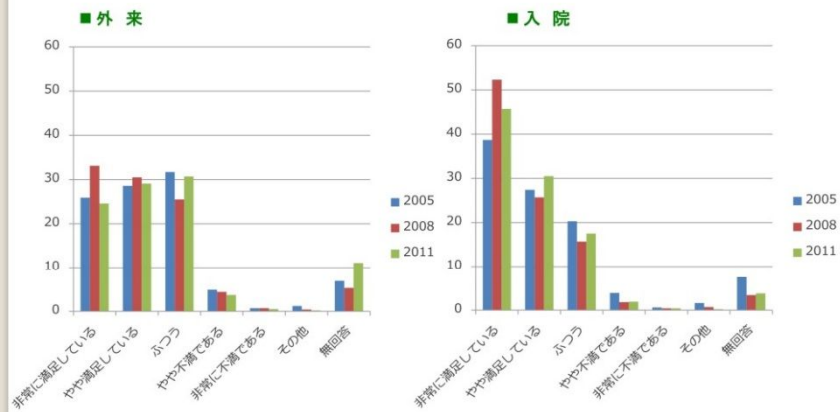


がん対策基本法の施行により、がん診療拠点病院事業やがんプロフェッショナル養成プランなど厚生労働省や文部科学省の助成事業が展開し、がん医療におけるハード面での大きな変化をもたらした。緩和ケアの普及に関しては、緩和医療学会を中心としたPEACEプロジェクトが展開され、がん患者を扱う全ての医師を対象とした全国共通の緩和ケア研修が開始された。





## 診療・治療内容に対する満足度



(厚生労働統計一覧 平成23年 受療行動調査 関連集計 2011年より)

がん医療におけるハード面及び研修等の教育面での充実にもかかわらず、がん医療に「非常に満足している」患者が必ずしも増えているわけではないことが明らかになった。2011年の満足度調査によると、外来より入院で「非常に満足している」頻度が高く、在宅を中心とする病院外での患者満足度向上への対応が課題である。



## 2-② がん相談支援センターと がん専門相談員

### 第2次がん対策推進計画（抜粋）

#### 目 標

- がんによる死亡者の減少
- 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上
- がんになっても安心して暮らせる社会の構築

がん診療連携拠点病院の指定要件には、がん相談支援センターを設置し、研修の受講を必須とするがん専門相談員を配置することが明記された。平成26年からの第二次がん対策推進基本計画においては、「がんによる死亡者の減少」と「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」の2大目標に「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」が追加され、就労支援やがん教育など、がん患者および家族に対するより幅広い情報提供と、共感や傾聴ができる心を支える相談支援業務の充実が求められている。



## 2-② がん相談支援センターと がん専門相談員

### がん相談支援センターの役割

- 病院内・外を問わず、患者・家族あるいは地域の方々（医療・福祉機関、一般の方）からがん医療に関わる相談を電話・面談にて受ける
- その人らしい生活の構築と治療選択ができるように支援する
- 対応する職種：医師、看護師、薬剤師、栄養士、医療ソーシャルワーカー、など

がん相談支援センターは、その役割に「病院内・外を問わず、患者・家族あるいは地域の方々（医療・福祉機関、一般の方）からがん医療に関わる相談を電話・面談にて受ける」ことが義務付けられている。同センターで業務する職種としては、主に医療ソーシャルワーカー（MSW）と看護師、施設によっては栄養士、薬剤師、医師が配置されている。

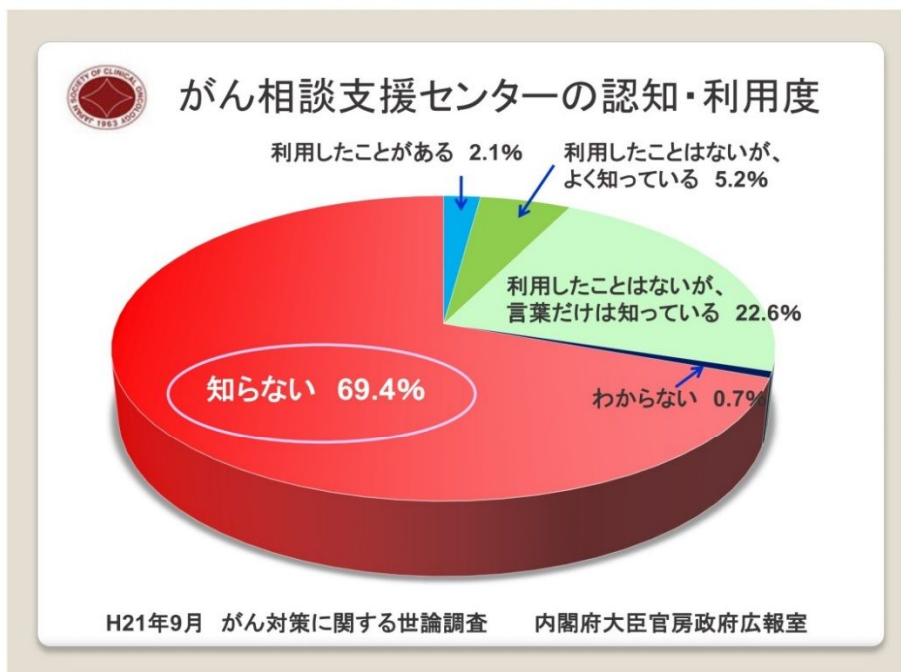


## 2-② がん相談支援センターと がん専門相談員

### がん専門相談員の業務

- 1) がんの病態、標準的治療法等がん診療およびがんの予防・早期発見等に関する一般的な情報の提供
- 2) 診療機能、入院・外来の待ち時間および診療従事者の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関及び診療従事者に関する情報の収集、提供
- 3) セカンドオピニオンの提示が可能な医師の紹介
- 4) がん患者の療養上の相談
- 5) 就労に関する相談（産業保健等の分野との効果的な連携による提供が望ましい）
- 6) 地域の医療機関及び診療従事者等におけるがん医療の連携協力体制の事例に関する情報の収集・提供
- 7) アスベストによる肺がん中皮腫に関する医療相談
- 8) HTLV-1関連疾患であるATLに関する医療相談
- 9) 医療関係者と患者会等が共同で運営するサポートグループ活動や患者サロンの定期的開催等の患者活動に対する支援
- 10) 相談支援センターの広報・周知活動
- 11) 相談支援に携わるものに対する教育と支援サービス向上に向けた取組
- 12) その他相談支援に関すること

がん相談支援センターでがん専門相談員として相談支援業務を行う場合は、スタッフ内に国立がん研究センターで開催されるがん相談支援基礎研修（１）～（３）を受講修了したものが複数名含まれていることが義務付けられている。がん専門相談員は、最終的な目標として、その地域で暮らすがん患者・家族が、その人らしい生活を続けながら正しい治療選択ができるように支援することを目指しており、現在のがん医療において必須のがん医療チームメンバーである。



がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターにおいて、がん専門相談員が、がん患者・家族に対する相談支援活動を粛々と行っているにもかかわらず、一般市民に対するがん相談支援センターの認知度は必ずしも高くない。平成21年9月に内閣府大臣官房政府広報室が行った「がん対策に対する世論調査」によれば、がん相談支援センターの認知・利用の割合が29.9%と3割に満たず、7割の市民はがん相談支援センターの存在を知らなかった。



## 2-③ 相談支援者としてのピアサポーター

### 【ピアサポート】

がんサバイバーやその家族などがピア(仲間)として『**がんという病気の体験を共有し、ともに考える**』ことで、がん患者やその家族などを支援していくことを目指す行い

### 【ピアサポーター】

ピアサポートを行う者

ピアサポートは患者満足度を確実に上昇させることが知られているため、がんサバイバーを中心とするピアサポーターによる相談支援の重要性が認識されてきた。まだ少数ではあるが、医療機関によってはがん相談支援業務にピアサポーターが参加できる環境を設置している（例：ピアサポーター外来など）。



## 2-③ 相談支援者としてのピアサポーター



ピアサポーターの養成に関しては、平成24年度に日本対がん協会が厚生労働省からの委託事業（がん総合相談に携わる者に対する研修プログラム策定事業）として、研修テキスト「がんピアサポーター編～これからピアサポートをはじめる人へ～」を策定し、このテキストに基づく研修が各地で行われるようになった。このプログラムは、医療従事者でないピアサポーターに個人情報や守秘義務の重要性を認識させるとともに、がん相談支援センターで相談支援業務を行うがん専門相談員と連携できる一定の知識とスキル（コミュニケーションスキル）を教育することを目的に作成されている。しかしながら、この研修を修了したピアサポーターの活躍の場が少ないことが問題となっている。



## 2-④ 地域包括ケアとがん医療ネットワーク

### 地域包括ケアシステムの構築

- 医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される
- 認知症高齢者の増加に対応する
- 高齢化の地域差にも配慮する
- 保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性の応じて作り上げる

超高齢社会の到来と医療機関の専門性の多様化や在宅医療機関の整備、介護制度の充実に伴い、認知症や生活習慣病などの慢性疾患の領域では、予防から初期治療、進行期の治療と介護そして終末期に至るまで、患者の全経過を網羅する地域包括ケアシステムの導入が提唱された。地域包括ケアシステム構築の実現のためには、医療と介護、さらには行政との連携が必須であり、平成26年に医療計画が改訂され、それらのより密接な連携が進められることとなった。





## 2-④ 地域包括ケアとがん医療ネットワーク

できるだけ自分らしく暮らす



### 予防・早期発見

禁煙支援  
検診奨励

### 診断

内視鏡  
MRI  
腫瘍マーカー  
PET-CT

### 治療(積極的治療+緩和ケア)

告知・外科治療・放射線治療  
薬物治療・緩和治療・緊急対応  
本人の意向を大切にした医療・  
家族支援

### 終末期医療

本人が生き切る  
ターミナルケア

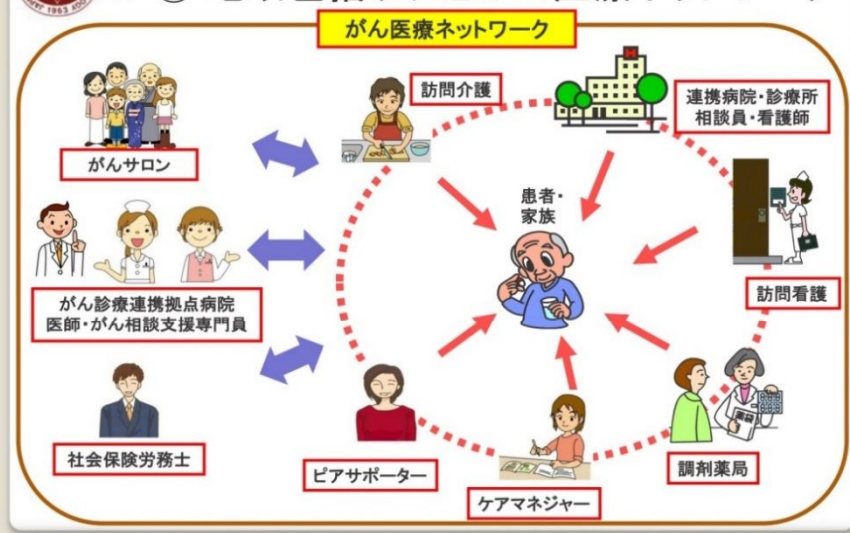
がん医療における地域包括ケアシステム

がん医療においても、予防や早期発見から、診断、積極的治療、緩和的治療・ケア、終末期医療に至る全経過を、患者の住み慣れた地域で完結できる地域包括ケアシステムの構築が求められている。

がん医療における地域包括ケアを実現し、がん対策推進基本計画の目標とされている「全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」と「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を達成するために、がん診療連携拠点病院を中心とするがん医療ネットワークの構築が必要となる。



## 2-④ 地域包括ケアとがん医療ネットワーク



がん医療ネットワークとは、がん診療連携拠点病院はもとより、かかりつけ医、保険薬局、訪問看護ステーション、介護施設、緩和ケア施設、在宅診療施設など多様な組織を含み、がん患者・家族を中心にそれぞれの機関が連携し、最良のがん医療および介護を提供するネットワークである。当然ながら、地域包括ケアシステムがすでに存在し、その中でがん患者に対する医療・介護連携が行われているのであれば、その地域包括ケアシステム自体ががん医療ネットワークということになる。

より有効かつ機能的ながん医療ネットワークを確立するには、がん患者とその家族が切れ目のない医療・ケアを受けられる連携体制と、各治療経過において生じる諸問題・課題に対するがん相談支援体制の両立が求められる。